

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

改正後										改正前									
草津川跡地整備課	1	草津川跡地公園の管理に関する事務	占用	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	草津川跡地公園の管理に関する事務	1	草津川跡地公園の管理に関する事務	草津川跡地公園の管理に関する事務	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
			および行為の許可	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>				草津川跡地公園の管理に関する事務	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	(1)～(2)	<現行どおり>	(1)～(2)	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>		(1)～(2)	<省略>	(1)～(2)	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
			<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>				<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
草津市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	2	市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	1	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	2	市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	1	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
			管理	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>				市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	2	市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	1	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>		2	市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	1	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
			管理	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>				市道草津川跡地大津中央線および市道草津川堤出屋敷線（線路上部）の二部の管理に関する事務	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

[illegible]

改正後											改正前										
<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行 ど おり >	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	
市 営 住 宅 課	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行 ど おり >	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	
上下水道部 <現行どおり> 会計課 <現行どおり> (3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）											上下水道部 <省略> 会計課 <省略> (3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）										
費用等 ／ 区分	決裁区分					摘要	合議区分			摘要											
	市長	副市長	部長	副部長	課長		総務部長	総務副部長	財政課長												
<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行ど おり >	<現 行 ど おり >	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	
備考 1～3 <現行どおり> 4 報酬、共済費および旅費の決裁区分は、臨時または非常勤の職員の給与として毎月の支給定日に支出する場合に限り、「課長」とあるのは、「総合政策部職員課長」と読み替えるものとする。 5～9 <現行どおり>											備考 1～3 <省略> 4 報酬、共済費、賃金および旅費の決裁区分は、臨時または非常勤の職員の給与として毎月の支給定日に支出する場合に限り、「課長」とあるのは、「総合政策部職員課長」と読み替えるものとする。 5～9 <省略>										

(草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部改正)

第2条 草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程（令和元年草津市訓令第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 <現行どおり> (委員会) 第 6 条 <現行どおり> 2 委員会の委員は、人権政策課長、総務課長、生活支援課長および市営住宅課長をもって充てる。 3 委員会の会議は、市営住宅課長が必要に応じ招集する。 (守秘義務) 第 7 条 <現行どおり> (庶務) 第 8 条 審査会および委員会の庶務は、建設部市営住宅課において処理する。	第 1 条～第 5 条 <省略> (委員会) 第 6 条 <省略> 2 委員会の委員は、人権政策課長、総務課長、生活支援課長および住宅課長をもって充てる。 3 委員会の会議は、住宅課長が必要に応じ招集する。 (守秘義務) 第 7 条 <省略> (庶務) 第 8 条 審査会および委員会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

告 示

草津市告示第 3 9 号

草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津っ子サポート事業実施要綱（平成 2 8 年草津市告示第 1 6 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 <現行どおり> (利用対象者) 第 2 条 <現行どおり> (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者 (2) <現行どおり> 第 3 条～第 1 2 条 <現行どおり>	第 1 条 <省略> (利用対象者) 第 2 条 <省略> (1) 市内に住所を有する者 (2) <省略> 第 3 条～第 1 2 条 <省略>

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 8 日から施行する。

(令和6年3月18日揭示済み)

草津市告示第40号

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月18日

草津市長 橋 川 渉

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱（平成28年草津市告示第114号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> (利用対象者)	第1条～第2条 <省略> (利用対象者)
第3条 <現行どおり> (1) <u>市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者</u>	第3条 <省略> (1) <u>市内に住所を有する者</u>
(2)～(3) <現行どおり>	(2)～(3) <省略>
第4条～第11条 <現行どおり>	第4条～第11条 <省略>
別記様式第1号～別記様式第4号 <現行どおり>	別記様式第1号～別記様式第4号 <省略>

付 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

(令和6年3月18日揭示済み)

草津市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ティエス調剤薬局 野村店	滋賀県草津市野村八丁目9-38	株式会社ティエスプラン	滋賀県草津市野村八丁目9-38	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日

(令和6年3月28日揭示済み)

草津市告示第42号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ティエス調剤薬局 野村店	滋賀県草津市野村八丁目9-38	株式会社ティエスプラン	滋賀県草津市野村八丁目9-38	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日

(令和6年3月28日揭示済み)

草津市告示第43号

草津市政策調整特別顧問設置要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市政策調整特別顧問設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、草津市総合計画（以下「総合計画」という。）およびそれに関連する業務の推進を図るため、政策調整特別顧問（以下「特別顧問」という。）を置く。

(職務)

第2条 特別顧問は、総合計画の推進に関して市長に助言を行い、その求めに応じて関係機関および職員に対して適切な指導を行う。

(委嘱)

第3条 特別顧問は、広い見識を持つ者のうちから、市長が適当と認めた者に委嘱する。

(身分)

第4条 特別顧問は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の顧問とする。

(任期)

第5条 特別顧問の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第6条 特別顧問には、報酬を支給するものとし、報酬の額は予算の範囲内で市長が定める。

2 特別顧問が公務のために旅行するときは、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(守秘義務)

第7条 特別顧問は、職務上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済み)

草津市告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
アサヒサンクリーンケアプラザセンター 滋賀	滋賀県草津市野村七丁目1番地5	アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	代表取締役 浅井 孝行 愛知県岩倉市神野町郷浦1丁目7番地1	居宅介護支援	令和6年3月31日	2570608

(令和6年3月28日揭示済み)

草津市告示第45号

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市人権擁護に関する条例（平成8年草津市条例第12号）の理念に基づき、市民一人一人が人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者または性的指向が異性に限らない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束し

た、一方または双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 双方または一方が市内に住所を有している（宣誓の日から本市への転入を3か月以内に予定している場合を含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の関係にないこと。（パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。）

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方または双方が自ら宣誓書に記入することができずと市長が認めるときは、職員および当該宣誓をしようとする者の立ち会いのもとで、当該宣誓をしようとする者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍抄本その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日程等について事前に市と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第 6 条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、通称名により宣誓書を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

(受領証等の交付)

第 7 条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓書を提出した宣誓希望者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(別記様式第 2 号)およびパートナーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第 3 号)に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称名が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名(日本国籍を有していない者の場合は、これに準ずるもの)をパートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カード(以下これらを「受領証等」という。)の裏面に記載するものとする。

(宣誓事項の変更)

第 8 条 受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓事項変更届(別記様式第 4 号。以下「変更届」という。)に受領証等および変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 5 条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、変更届の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の内容を記した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第 9 条 宣誓者は、当該受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第 5 号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 第 5 条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、受領書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領書等の再交付を受

ける場合は、既に交付を受けた受領証等を返納しなければならない。ただし、紛失の場合を除く。

5 紛失を理由として受領書等の再交付を受けた宣誓者は、当該紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該紛失した受領書等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第 10 条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第 6 号。以下「返還届」という。)に交付を受けた受領証等を添えて市長に届け出なければならない。

なお、届出を怠ったことによって生じた損害については、市はその責めを負わない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 一方または双方が、第 3 条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方または双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(受領証等の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が判明した日以降において受領証等を無効とする。

(1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。

(2) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。

(3) 宣誓書を提出した時点において第 3 条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定した場合は、当該宣誓者に対し、受領証等無効決定通知書(別記様式第 7 号)を交付するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

(交付番号の公表)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等の交付番号を公表することができる。

(1) 受領証等が紛失されたとき。

(2) 返還されるべき受領証等が返還されないとき。

(3) 受領証等の無効を決定したとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(協定による手続)

第 13 条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結した自治体においてパー

トナーシップ宣誓等に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、転入後も本市のパートナーシップ宣誓制度を利用しようとするときは、宣誓の手續に代えて、次に掲げる書類を市長に提出することができるものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書（別記様式第8号。以下「宣誓申告書」という。）
- (2) 締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し
- (4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し（提示により確認できる場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体にパートナーシップ宣誓申告に係る通知書（別記様式第9号）に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

3 宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら記入しなければならない。ただし、当該宣誓をしようとする者の一方または双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条第1項関係）

（表面）

年 月 日

草津市長 宛

パートナーシップ宣誓書

私たちは、草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に規定するパートナーシップ関係にあり、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
連絡先 (電話番号)		
	代筆者	代筆者
ふりがな		
氏名		
住所		

（裏面）

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないことおよび同要綱の規定を遵守することを確認し、署名します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 (通称名使用の場合)		
	代筆者	代筆者
ふりがな		
氏名 (代筆の場合)		

要綱の規定等	確認事項（該当項目に☑をつけてください）	
第3条 第1項 第1号	双方が <u>成年</u> に達している。	☐
第2号	双方または一方が <u>市内に住所を有している</u> 。（宣誓の日から本市への転入を3か月以内に予定している場合を含む。）	☐
第3号	双方に <u>配偶者がいない</u> 。	☐
第4号	双方が宣誓しようとする相手の他に <u>パートナーシップ関係にある者がいない</u> 。	☐
第5号	双方が <u>近親者</u> （直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の <u>関係にない</u> こと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。	☐
個人情報	宣誓書受領証の提示等により、利用できる（利用できなくなる）行政サービスの担当部署に対して、情報提供や住民基本台帳情報の確認がなされる場合があることに同意する。	☐

様式第2号（第7条関係）

（表面）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

（氏名または通称名）

様 様
（生年月日： 年 月 日） （生年月日： 年 月 日）

宣誓日

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

草津市長

※裏面も御確認ください。

（裏面）

この受領証の提示を受けられた方へ

草津市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざして、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

「草津市パートナーシップ宣誓制度」は、草津市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく、正当な理由なしに口外しないでください。

【特記事項】戸籍上の氏名等

【緊急連絡先】

様式第3号（第7条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証カード

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

様 様
年 月 日生 年 月 日生

【宣誓日：令和〇年〇月〇日】

第〇〇号

年 月 日 草津市長
※裏面も御確認ください。

（裏面）

この受領証カードの提示を受けられた方へ

「草津市パートナーシップ宣誓制度」は、草津市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証明するものであり、市民や事業者の皆様に対して、性の多様性や性的マイノリティの方々に対する理解が広がるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向・性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく、正当な理由なしに口外しないでください。

【特記事項】戸籍上の氏名等

【緊急連絡先】

備考 背景は、適宜、意匠を加えるものとする。

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

パートナーシップ宣誓事項変更届

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

記		
	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 （通称名使用の場合）		
宣誓年月日 交付番号	年 月 日 【第 号】	
変更事項	（変更前）	（変更前）
	（変更後）	（変更後）
変更日	年 月 日	年 月 日

届出者（宣誓者のいずれかに限る）	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	

様式第 5 号（第 9 条第 1 項関係）

草津市長 宛

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

記		
	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 (通称名使用の場合)		
宣誓年月日 交付番号	年 月 日 【第 号】	

再交付を希望する理由（該当する項目に☑をつけてください。）	
☐ 紛失 ☐ 毀損・汚損 ☐ その他（ ）	

申請者（宣誓者のいずれかに限る）	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	

様式第 6 号（第 1 0 条第 1 項関係）

草津市長 宛

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

記		
	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 (通称名使用の場合)		
宣誓年月日 交付番号	年 月 日 【第 号】	

返還理由（該当する項目に☑をつけてください。）	
☐ 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消した。	
☐ 双方がともに本市に住所を有しなくなった。	
☐ 一方が死亡した。	
☐ 一方または双方が、草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第 3 条各号に掲げる要件に該当しなくなった。	
☐ その他	

届出者（宣誓者のいずれかに限る）	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	

様式第 7 号（第 1 1 条第 2 項関係）

（宣誓者）

様

第 号
年 月 日

草津市長

受領証等無効決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付したパートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カード(以下「受領証等」という。)について、草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、無効と決定しましたので通知します。
つきましては、受領証等を直ちに返還してください。

記

- 1 無効の決定の理由
- ☐ 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けた。
 - ☐ 受領証等を改ざんし、または不正に使用した。
 - ☐ 宣誓書を提出した時点において第 3 条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明した。
- 2 無効を決定した日
年 月 日
- 3 その他
市長が必要があると認めるときは、当該無効を決定した草津市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することがあります。

様式第 8 号（第 1 3 条第 1 項関係）

（表面）

草津市長 宛

年 月 日

パートナーシップ宣誓申告書

私たちは、草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたことおよび互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合う関係を維持していることを申告します。

記

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
新住所		
旧住所		
連絡先 (電話番号)		
代筆者		代筆者
ふりがな		
氏名		
住所		

(裏面)

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないことおよび同要綱の規定を遵守することを確認し、署名します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名 (通称名使用の場合)		
	代筆者	代筆者
ふりがな		
氏名 (代筆の場合)		

要綱の規定等	確認事項 (該当項目に☑をつけてください)	
第 3 条 第 1 項 第 1 号	双方が 成年 に達している。	☐
第 2 号	双方または一方が 市内に住所を有している 。(宣誓の日から本市への転入を 3 か月以内に予定している場合を含む。)	☐
第 3 号	双方に 配偶者がいない 。	☐
第 4 号	双方が宣誓をしようとする相手の他に パートナーシップ関係にある者がいない 。	☐
第 5 号	双方が 近親者 (直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)の 関係にない こと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。	☐
個人情報	宣誓書受領証の提示等により、利用できる(利用できなくなる)行政サービスの担当部署に対して、情報提供や住民基本台帳情報の確認がなされる場合があることに同意する。	☐
	受領証等を交付した事実および申告に係る事項を、転出元自治体に通知することに同意する。また、本市が転出元自治体から宣誓時の提出書類等の提供を受けることに同意する。	☐

様式第 9 号 (第 1 3 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、貴自治体より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の提出があり、本市において宣誓書受領証等を交付いたしましたので、申告書の写し等関係書類を添えて通知いたします。

貴自治体におきましては、返還受領証等を確認のうえ、貴自治体における宣誓時の提出書類等を本市へ提供くださいますようお願いいたします。

(令和 6 年 3 月 28 日 揭示済み)

草津市告示第 4 6 号

草津市歴史文化活用調整員設置要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市歴史文化活用調整員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、歴史文化資源を活用した観光および歴史文化資源のさらなる発掘とあわせ、歴史文化資源を活用したまちづくりを推進するため、歴史文化活用調整員(以下「調整員」という。)を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 調整員は、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(任命)

第 3 条 調整員は、歴史文化について広い識見を持ち、歴史文化資源を活用した観光やまちづくりについて精通した者のうちから市長が任命する。

(職務)

第 4 条 調整員は、歴史文化資源を活用した観光やまちづくりおよびそれに関連する業務に関する職務を行う。

(服務)

第 5 条 調整員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程(平成 1 3 年草津市訓令第 3 号)の規定に準じて倫理を保持すること。

(任期)

第 6 条 調整員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第 7 条 調整員には、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年草津市条例第 2 0 号。以下この条において「報酬条例」という。)別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

2 調整員が公務のために旅行するときは、報酬条例第 2 条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第8条 調整員が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合
(災害補償)

第9条 調整員の公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年草津市条例第32号)の規定により補償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済み)

草津市告示第47号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

- 1 都市計画の種類
大津湖南都市計画 高度利用地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
草津市大路一丁目の一部、洪川一丁目の一部
- 3 都市計画の図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第48号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

- 1 都市計画の種類
大津湖南都市計画火葬場
- 2 都市計画を定める土地の区域
栗東市小野地先
- 3 都市計画の図書の縦覧場所
草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年3月29日から令和6年4月13日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道
路線名 2291片岡湖岸線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市片岡町 字杭野833 番から	変更前	6.4 ～ 9.0	66.8	
草津市片岡町 字杭野835 番3まで	変更後	9.1 ～ 10.7	66.8	

路線名 2341 追分矢倉南山田線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市南山田 町字池ノ内2 5番3から	変更前	6.7 ～ 10.1	110.0	
草津市南山田 町字天野10 5番まで	変更後	6.9 ～ 10.2	110.0	

路線名 3402 下寺下物湖岸線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市下物町 字城ノ口48 7番1から	変更前	5.8 ～ 6.2	152.8	
草津市下物町 字志戸部12 05番まで	変更後	5.8 ～ 6.3	152.8	

路線名 3403 志那中下物線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市志那中 町字木ノ下2 65番2から	変更前	4.5 ～ 6.3	39.6	
草津市志那中 町字昆布柿2 78番まで	変更後	5.4 ～ 6.7	39.6	

路線名 3404 片岡下寺西線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市片岡町 字南東木18 7番1から	変更前	6.5 ～ 6.6	6.6	
草津市片岡町 字南東木18 7番1まで	変更後	6.9 ～ 7.0	6.6	

路線名 3407 北大萱志那港線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市志那町 字二ノ坪25 02番1から	変更前	5.5 ～ 5.9	103.6	
草津市志那町 字八ノ坪10 9番1まで	変更後	6.0 ～ 6.4	103.6	

路線名 3704 矢橋新浜線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町 字美濃街道9 11番6から	変更前	4.5 ～ 4.6	23.5	
草津市矢橋町 字美濃街道9 11番5まで	変更後	5.1 ～ 5.2	23.5	

路線名 3806 矢橋野路西線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町 字一町田41 9番から	変更前	5.3 ～ 5.5	19.8	
草津市矢橋町 字一町田41 9番まで	変更後	8.3 ～ 8.3	19.8	

路線名 3901 青地馬場線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市青地町 字古葉落47 4番1から	変更前	4.6 ～ 6.2	50.4	
草津市青地町 字古葉落45 5番3まで	変更後	4.1 ～ 6.2	50.4	

路線名 3908野路南笠線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市野路九 丁目字観音堂 1402番から	変更前	5.9 ～ 8.0	16.0	
草津市野路九 丁目字観音堂 1397番まで	変更後	6.0 ～ 8.0	16.0	

路線名 5206駒井沢3号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市駒井沢 町字門前24 6番2から	変更前	3.2 ～ 4.0	32.0	
草津市駒井沢 町字門前24 6番2まで	変更後	4.2 ～ 5.0	32.0	

路線名 5216集4号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市集町字 村ノ内481 番1から	変更前	3.1 ～ 3.6	20.8	
草津市集町字 村ノ内481 番1まで	変更後	4.8 ～ 5.3	20.8	

路線名 6603西洪川南3号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市西洪川 一丁目字丸ノ 内754番1 2から	変更前	5.8 ～ 8.5	9.7	
草津市西洪川 一丁目字丸ノ 内754番1 3まで	変更後	5.7 ～ 8.5	9.7	

路線名 6607西大路2号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市西大路 町字下ノ町7 85番3から	変更前	6.6 ～ 7.5	31.9	
草津市西大路 町字下ノ町7 84番1まで	変更後	4.5 ～ 5.2	31.9	

路線名 6613西洪川南6号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市西洪川 一丁目字門ヶ 町587番1 から	変更前	8.7 ～ 9.7	2.8	
草津市西洪川 一丁目字門ヶ 町587番1 まで	変更後	8.7 ～ 9.8	2.8	

路線名 7103木川西2号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市木川町 字神保ヶ町8 34番から	変更前	6.4 ～ 6.4	14.1	
草津市木川町 字神保ヶ町8 34番まで	変更後	6.1 ～ 6.2	14.1	

路線名 7219南山田西2号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市南山田 町字松林88 7番8から	変更前	6.3 ～ 8.1	132.4	
草津市南山田 町字葭際96 0番2まで	変更後	7.0 ～ 8.4	132.4	

路線名 7341新浜西1号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市新浜町 字上屋敷64 番1から	変更前	4.1 ～ 4.1	15.3	
草津市新浜町 字上屋敷64 番1まで	変更後	4.8 ～ 4.8	15.3	

路線名 8101西草津1号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市西草津 一丁目字榎 干場1265 番10から	変更前	3.8 ～ 9.2	13.4	
草津市西草津 一丁目字榎干 場1265番 10まで	変更後	3.8 ～ 9.3	13.4	

路線名 8209草津団地11号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市草津町 字南下司19 01番1から	変更前	3.6 ～ 4.6	101.4	
草津市草津町 字南下司19 01番まで	変更後	4.1 ～ 4.7	101.4	

路線名 8513南笠西1号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町 字笠堂121 6番から	変更前	4.6 ～ 5.8	30.4	
草津市南笠町 字木ノ下63 0番2まで	変更後	5.1 ～ 6.1	30.4	

路線名 8768南笠西91号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町 字笠堂200 2番から	変更前	6.6 ～ 10.0	5.1	
草津市南笠町 字笠堂200 2番まで	変更後	6.6 ～ 10.6	5.1	

路線名 9103山寺西3号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市山寺町 字尻部沢10 75番1から	変更前	4.6 ～ 4.7	28.3	
草津市山寺町 字尻部沢10 75番1まで	変更後	5.8 ～ 5.8	28.3	

路線名 9118青地北12号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	備考
草津市青地町 字後町555 番1から	変更前	3.9 ～ 4.9	8.7	
草津市青地町 字後町555 番1まで	変更後	3.9 ～ 6.2	8.7	

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月29日から令和6年4月13日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
2291	片岡湖岸線	草津市片岡町字杭野833番から 草津市片岡町字杭野835番3まで	令和6年 3月29日	
2341	追分矢倉南山田線	草津市南山田町字池ノ内25番3から 草津市南山田町字天野105番まで	令和6年 3月29日	
3402	下寺下物湖岸線	草津市下物町字城ノ口487番1から 草津市下物町字志戸部1205番まで	令和6年 3月29日	
3403	志那中下物線	草津市志那中町字木ノ下265番2から 草津市志那中町字昆布柿278番まで	令和6年 3月29日	
3404	片岡下寺西線	草津市片岡町字南東木187番1から 草津市片岡町字南東木187番1まで	令和6年 3月29日	
3407	北大萱志那港線	草津市志那町字二ノ坪2502番1から 草津市志那町字八ノ坪109番1まで	令和6年 3月29日	

3704	矢橋新浜線	草津市矢橋町字美濃街道911番6から 草津市矢橋町字美濃街道911番5まで	令和6年 3月29日	
3806	矢橋野路西線	草津市矢橋町字一町田419番から 草津市矢橋町字一町田419番まで	令和6年 3月29日	
3901	青地馬場線	草津市青地町字古葉落474番1から 草津市青地町字古葉落455番3まで	令和6年 3月29日	
3908	野路南笠線	草津市野路九丁目字観音堂1402番から 草津市野路九丁目字観音堂1397番まで	令和6年 3月29日	
5206	駒井沢3号線	草津市駒井沢町字門前246番2から 草津市駒井沢町字門前246番2まで	令和6年 3月29日	
5216	集4号線	草津市集町字村ノ内481番1から 草津市集町字村ノ内481番1まで	令和6年 3月29日	
6613	西渋川南6号線	草津市西渋川一丁目字門ヶ町587番1から 草津市西渋川一丁目字門ヶ町587番1まで	令和6年 3月29日	
7219	南山田西2号線	草津市南山田町字松林887番8から 草津市南山田町字葭際960番2まで	令和6年 3月29日	

7341	新浜西 1号線	草津市新浜町字上 屋敷64番1から 草津市新浜町字上 屋敷64番1まで	令和6年 3月29 日	
8101	西草津 1号線	草津市西草津一丁 目字粃干場126 5番10から 草津市西草津一丁 目字粃干場126 5番10まで	令和6年 3月29 日	
8209	草津団 地11 号線	草津市草津町字南 下司1901番1 から 草津市草津町字南 下司1901番ま で	令和6年 3月29 日	
8513	南笠西 1号線	草津市南笠町字笠 堂1216番から 草津市南笠町字木 ノ下630番2ま で	令和6年 3月29 日	
8768	南笠西 91号 線	草津市南笠町字笠 堂2002番から 草津市南笠町字笠 堂2002番まで	令和6年 3月29 日	
9103	山寺西 3号線	草津市山寺町字尻 部沢1075番1 から 草津市山寺町字尻 部沢1075番1 まで	令和6年 3月29 日	
9118	青地北 12号 線	草津市青地町字後 町555番1から 草津市青地町字後 町555番1まで	令和6年 3月29 日	

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第51号

草津コミュニティ支援センター運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津コミュニティ支援センター運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津コミュニティ支援センター運営補助金交付要綱（令和5年草津市告示第246号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																								
第1条～第6条 <現行どおり> 付 則 この要綱は、令和5年10月23日から施行し、令和5年度以降の補助金について適用する。 <改正前を削る> 別表（第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th></tr> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><現行どおり></td><td><現行どおり></td></tr> <tr> <td>事務局人件費</td><td>事務局長および事務局員にかかる人件費（通勤にかかる交通費、社会保険料、雇用保険料、労災保険料を含む。）</td></tr> <tr> <td>会計・労務相談費</td><td>草津コミュニティ支援センター運営に必要な会計処理や税申告、労務管理等における相談費用</td></tr> <tr> <td>パソコン関連経費</td><td>事務局用パソコンの賃借や保守等にかかる経費</td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費		項目	内容	<現行どおり>	<現行どおり>	事務局人件費	事務局長および事務局員にかかる人件費（通勤にかかる交通費、社会保険料、雇用保険料、労災保険料を含む。）	会計・労務相談費	草津コミュニティ支援センター運営に必要な会計処理や税申告、労務管理等における相談費用	パソコン関連経費	事務局用パソコンの賃借や保守等にかかる経費	第1条～第6条 <省略> 付 則 （<u>施行期日等</u>） 1 この要綱は、令和5年10月23日から施行し、令和5年度以降の補助金について適用する。 （この要綱の失効） 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条に規定する実績報告および第6条に規定する保存の期間については、なお従前の例による。 別表（第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th></tr> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td><td><省略></td></tr> <tr> <td>事務局運営費</td><td>施設の利用団体等による協力金収入が事務局費（140万円を上限）を下回った場合、50万円を限度としたその差額</td></tr> <tr> <td><改正後に新設></td><td><改正後に新設></td></tr> <tr> <td><改正後に新設></td><td><改正後に新設></td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費		項目	内容	<省略>	<省略>	事務局運営費	施設の利用団体等による協力金収入が事務局費（140万円を上限）を下回った場合、50万円を限度としたその差額	<改正後に新設>	<改正後に新設>	<改正後に新設>	<改正後に新設>
補助対象経費																									
項目	内容																								
<現行どおり>	<現行どおり>																								
事務局人件費	事務局長および事務局員にかかる人件費（通勤にかかる交通費、社会保険料、雇用保険料、労災保険料を含む。）																								
会計・労務相談費	草津コミュニティ支援センター運営に必要な会計処理や税申告、労務管理等における相談費用																								
パソコン関連経費	事務局用パソコンの賃借や保守等にかかる経費																								
補助対象経費																									
項目	内容																								
<省略>	<省略>																								
事務局運営費	施設の利用団体等による協力金収入が事務局費（140万円を上限）を下回った場合、50万円を限度としたその差額																								
<改正後に新設>	<改正後に新設>																								
<改正後に新設>	<改正後に新設>																								

付 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度分から適用する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市告示第52号

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競技に取り組む意欲の向上を図るために、スポーツ競技の国際大会、全国大会（以下「各種大会」と総称する。）に出場する個人または団体に対し、予算の範囲内において、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる各種大会は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、主に親善、交歓等を目的に開催される大会、単一職域等の団体が開催する各種大会は除くものとする。

- (1) オリンピック大会 国際オリンピック委員会が開催するオリンピック
 - (2) 国際大会 国内の選考会または予選会を経て日本の代表またはこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する国際大会
 - (3) 全国大会 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、これらの協会に加盟する競技団体が主催する全国大会
 - (4) 中体連または高体連等の全国大会 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「中体連」という。）、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）または公益財団法人日本高等学校野球連盟（以下「高野連」という。）が主催する全国大会
 - (5) 国民スポーツ大会 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会
 - (6) その他教育長が必要と認める各種大会 前5号に掲げる各種大会以外で教育長が特に認める大会
- (交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、日本、滋賀県または草津市の代表として出場登録する選手で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市の他の激励金等の対象となる場合は、交付対象者とししない。

- (1) 草津市内に住所を有する個人
 - (2) 公益社団法人草津市スポーツ協会に加盟する競技団体に登録しているチーム
 - (3) 市内設置の高等学校に在籍する生徒（高体連または高野連が主催する全国大会に出場する場合に限る。）
 - (4) 市内設置の中学校に在籍する生徒（中体連が主催する全国大会に出場する場合に限る。）
 - (5) その他教育長が特に必要と認める者
- (激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする大会の10日前までに、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、予選と大会が10日以内の場合は大会の前日までとする。

- (1) 大会実施要項
- (2) 予選成績表
- (3) 選手名簿
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する激励金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに激励金の交付の決定をするものとし、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、激励金を交付しないものと決定したときは、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 前条の規定に基づき、交付決定を受けた者に対する激励金は、現金で支払うものとする。ただし、交付決定を受けた者が交付申請時に振り込みを希望した場合は、交付決定を受けた者が指定した口座への振り込みに代えることができる。

(結果報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、各種大会参加後14日以内に草津市スポーツ選手各種大会出場結果報告書（別記様式第4号）を市長へ提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

激励金の額

各種大会 大会区分	個 人	団 体
オリンピック大会	100,000 円	
国際大会	20,000 円	
全国大会	5,000 円	3 名以下 1 人につき 5,000 円 4～9 名 1 団体につ き 20,000 円 10 名以上 1 団体につ き 30,000 円
中体連または高体連等の全国大会	3,000 円	1 人につき 3,000 円 ただし、中学校、高等学校等からの出場の場合で、各種目の合計が 5 万円を超える場合は 5 万円を限度とする。
国民スポーツ大会	5,000 円	1 人につき 5,000 円 ただし、高等学校からの出場の場合で、各種目の合計が 5 万円を超える場合は 5 万円を限度とする。
その他教育長が必要と認める各種大会	市長が定める額	市長が定める額

備考

- 1 激励金の交付回数は、大会区分ごとに個人または団体に対し、1 年度につき 1 回に限るものとする。

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

〒
申請者 住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____
(連絡先) Ⅱ _____
加盟協会(連盟) 名 _____

大会に出場しますので、草津市スポーツ選手各種大会
出場激励金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

大 会 名	
開 催 場 所	
期 日	
出場チームまたは選手 名	
備 考	

※添付書類として、大会実施要項、予選成績表、選手名簿等を提出してください。
※申請が大会前 10 日以内となる場合は、備考欄に理由を書いてください。
※交付対象者が中学生以下の場合は保護者が、チームの場合は監督または代表者（学校長）が申請者となります。
※激励金は現金で支払うことを原則としますが、諸般の事情により振り込みを希望される場合は、裏面に振込先を記入してください。

振込み依頼書

激励金を下記に振り込まれるよう希望します。
なお、大会後に振り込まれることを承諾します。

金融機関名	支店名（ ）
口座の種類	
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

.....
以下は記入しないでください。

口座名義の確認	出場者本人 ・ 保護者 ・ チームが指定した口座
---------	--------------------------

様式第2号（第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記激励金については、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

1. 激励金の額 円
2. 交付の方法

様式第3号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記激励金については、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり不交付することに決定したので、通知する。

記

1. 不交付決定の理由

様式第4号（第8条関係）

草津市スポーツ選手各種大会出場結果報告書

草津市長 宛

住 所

氏 名

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金の交付を受けましたので、その出場結果について下記のとおり報告いたします。

記

大 会 名	
開 催 場 所	
期 日	
出場チームまたは選手名	
出 場 結 果	位入賞 ・ 入賞外

備考 この報告書は、各種大会参加後14日以内に市長へ提出してください。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第 5 3 号

草津市スポーツ協会等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市スポーツ協会等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市スポーツ協会等補助金交付要綱（平成 1 2 年草津市告示第 9 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第 1 条～第 3 条 <現行どおり> 別表（第 3 条関係） 補助金の交付要件				第 1 条～第 3 条 <省略> 別表（第 3 条関係） 補助金の交付要件			
補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金額
草津市スポーツ協会運営補助金	公益社団法人草津市スポーツ協会	専従職員雇用費 <u>事務費</u>	予算を超えない範囲で市長が定めた額	草津市スポーツ協会運営補助金	公益社団法人草津市スポーツ協会	専従職員雇用費	予算を超えない範囲で市長が定めた額
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>		<省略>	<省略>	<省略>	

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 5 4 号

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱（昭和 5 9 年草津市告示第 7 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第 1 条 <現行どおり> （補助対象事業等）		第 1 条 <省略> （補助対象事業等）	
第 2 条 <現行どおり> 2 <現行どおり>		第 2 条 <省略> 2 <省略>	

改正後				改正前			
補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助限度額	補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助限度額
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
防災備品等購入事業（別表第 1 関係）	別表第 1 に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の <u>2 分の 1</u>	500,000 円	防災備品等購入事業（別表第 1 関係）	別表第 1 に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の <u>3 分の 1</u>	500,000 円
防災備品等購入事業（別表第 2 関係）	別表第 2 に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の <u>2 分の 1</u>	防災啓発事業と合算して <u>200,000 円</u>	防災備品等購入事業（別表第 2 関係）	別表第 2 に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の <u>3 分の 1</u>	防災啓発事業と合算して <u>100,000 円</u>
防災啓発事業	防災啓発誌（自ら企画立案したもので全戸配布するものに限る。）、町内会が災害時に使用するための様式等の作成に係る印刷製本費等	事業費の <u>2 分の 1</u>	防災備品等購入事業（別表第 2 関係）と合算して <u>200,000 円</u>	防災啓発事業	防災啓発誌（自ら企画立案したもので全戸配布するものに限る。）、町内会が災害時に使用するための様式等の作成に係る印刷製本費等	事業費の <u>3 分の 1</u>	防災備品等購入事業（別表第 2 関係）と合算して <u>100,000 円</u>
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
3～4 ＜現行どおり＞ 第 3 条～第 6 条 ＜現行どおり＞ 別表第 1～別表第 3 ＜現行どおり＞ 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 ＜現行どおり＞				3～4 ＜省略＞ 第 3 条～第 6 条 ＜省略＞ 別表第 1～別表第 3 ＜省略＞ 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 ＜省略＞			

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第55号

草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯および令和5年度における住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯において18歳以下の者を扶養している世帯に対して、臨時的な措置として実施する、令和5年度の草津市低所得者支援臨時給付金事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 低所得者支援臨時給付金は、前条の目的を達するために、草津市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 低所得者支援臨時給付金の支給対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、草津市の住民基本台帳に記録されている住民税均等割のみ課税世帯（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて草津市の住民基本台帳に記録されることとなった世帯を含む。）の世帯主とする。ただし、次に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものとする。

ア 令和5年1月2日以降に日本国外から転入した者を世帯主とする世帯

イ 市町村住民税均等割が課税されている者の扶養親族（16歳未満の者および生計を同一にする配偶者ならびに地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者も含む。）のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって所得割が課されていない者を含む世帯

ウ 既に草津市から草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱（令和6年草津市告示

第9号）の規定に基づく給付金（以下「重点支援給付金」という。）の支給を受けた世帯（支給を辞退した世帯、申請を取り下げた世帯、申請等を行わず支給を辞退したものとみなされた世帯および申請を取り下げたとみなされる世帯を含む。）と同一の世帯または当該世帯の世帯主であった者（当該基準日以降の修正申告等により支給対象外となったことを理由に申請等を行わなかった世帯を除く。）を世帯主とする世帯

エ 基準日において、市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、低所得者支援臨時給付金に相当するものの支給を既に他の市町村から受けている者を含む世帯

- (2) 令和5年度における住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯において18歳以下の者を扶養している世帯の世帯主とする。また、支給の対象となる18歳以下の者（以下「対象児童」という。）は、支給対象者と同一の世帯に属する者（平成17年4月2日から基準日までに出生した者（日本国内に住所を有する者または児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。））および基準日の翌日から市長が別に定める日までに出生した者（以下「新生児」という。）とし、新生児にあたっては、基準日以降に住民税均等割のみ課税世帯に世帯変更があった場合でも、原則として基準日時点の住民税均等割のみ課税世帯において、対象児童の要件を満たすものとする。ただし、次に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものとする。

ア 18歳以下の者が世帯主である世帯

イ 18歳以下の者が支給対象者と生計を同一にしていない世帯（同一の世帯に属さない18歳以下の者の生計を同一にする旨の申出を別に定める申出書により受けた場合は、当該支給対象者の属する世帯において、支給の要件を満たすものとする。）

ウ 既に、草津市から低所得者支援臨時給付金の対象児童として、給付金の支給を受けた世帯（支給を辞退した世帯、申請を取り下げた世帯ならびに申請等を行わず、支給を辞退したものとみなされた世帯および申請を取り下げたとみなされた世帯を含む。）の対象児童は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条に掲げる支給対象者に対して支給する低所得者支援臨時給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 前条第1号に掲げる世帯 1世帯あたり100千円

(2) 前条第2号に掲げる世帯 対象児童数に50千円を乗じて得た額

(受給権者)

第5条 低所得者支援臨時給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者または市長が特に認める者）

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の方式)

第6条 低所得者支援臨時給付金の支給を受けようとする者は、低所得者支援臨時給付金支給要件確認書（別記様式第1号。以下「確認書」という。）および低所得者支援臨時給付金申請書（請求書）（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 確認書の提出は郵送等により行い、低所得者支援臨時給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる受領方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により草津市に提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を草津市の窓口に出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または草津市の窓口において草津市に提出し、草津市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留受領方式 申請者が申請書を郵送により、草津市に提出し、草津市が現金書留で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、低所得者支援臨時給付金の申請にあた

り、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(申請不要の支給の方式)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、重点支援給付金を支給しており、対象児童がいる者のうち、市が当該給付金に係る金融機関の指定口座を把握している者に対し、低所得者支援臨時給付金の支給を行う旨の通知を行うものとする。

2 低所得者支援臨時給付金の支給対象者は、前項の通知を受けた際、低所得者支援臨時給付金の受給の拒否等を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、受取口座変更届・辞退届（低所得者支援臨時給付金）（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の支給の通知後、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、低所得者支援臨時給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

4 市長が通知した場合の低所得者支援臨時給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 低所得者支援臨時給付金支給口座振込方式 草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱の規定に基づく給付金振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 第3項の支給決定前までに、支給対象者が別記様式第3号を提出し、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書または申請書の提出および第7条の規定による受給の拒否または指定口座の届出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が低所得者支援臨時給付金の確認書を提出するときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書の委任欄への記載をする。この場合において、草津市は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 草津市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、

市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第9条 低所得者支援臨時給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 低所得者支援臨時給付金の確認書および申請書の申請期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定により確認書または申請書(以下「確認書等」という。)を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し低所得者支援臨時給付金を支給する。

(低所得者支援臨時給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が低所得者支援臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による確認書等を受理した後、または、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、草津市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第7条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱の規定に基づく給付金振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。)に低所得者支援臨時給付金の支給として振込を行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等の事由により令和6年9月27日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により低所得者支援臨時給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得者支援臨時給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第14条 低所得者支援臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。ただし、第13条に規定する不当利得の返還については、なお従前の例による。

別記

様式第1号(第6条第1項関係)

年 月 日

様

滋賀県草津市長

低所得者支援臨時給付金支給要件確認書

低所得者支援臨時給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象世帯に該当する見込みのため、本確認書を送付いたします。
以下の内容を確認して令和6年3月30日(金)まで(必着)に、この確認書を返送してください。

支 給 日

支給口座

支 給 額 円 支給方法 口座振込

■世帯主の方が記入してください。

1 確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

□ ① 住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではない。

□ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

□ ③ 他市町村で同趣旨の給付金の支給を受けていません。

※①～③のいずれにもチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※対象児童を扶養していない場合は支給対象となりません。

※対象内容が限っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合および返送した確認書に不備があり草津市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

2 署名欄(上記記入内容に相違ないことを確認し、署名ください)

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先 電話番号

本給付金を辞退する場合や、記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合は、上記口座欄が空欄の場合には、別紙受取口座変更届・辞退届をご提出ください。

----- (裏面、代理人による手続きの場合に限り記入してください) -----

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	ふりがな	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、
低所得者支援臨時給付金の (確認・請求 受給) を委任します。
←法定代理の場合は、
(確認・請求および受給 委任方法の選択は不要です。)

署名 世帯主氏名

本人(代理人) 確認書類

※運転免許証(表裏)、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

○代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式第2号（第6条第1項関係）

低所得者支援臨時給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

草津市長 宛

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

【申請期限 令和6年8月30日（金）必着】

（フリガナ） 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税（非課税）証明書添付してください。（該当者全員） ※住民税課税（非課税）証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	（フリガナ） 氏 名	申請者との続柄	個人番号 生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	申請する給付金
1				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（1世帯10万円）を申請する場合は左欄（□）に☑をしてください。
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ こども加算対象者 以下の要件をすべて満たす方のみ、左欄（□）に☑してください。
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ ・平成17年4月2日以降生まれであること ・申請者と生計を同一にしていること ・当該者について、既にこども加算給付金（5万円）の給付を受けていないこと （他市町村からの給付を含む。）
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 例）既に、第一子・第二子分は支給済みで、第三子（新生児）のみ申請する場合は、第三子のみ左欄（□）に☑してください。
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐

3. 支給額（請求額）

円 (100,000円+50,000円×こども加算対象者数 人)

※こども加算（50,000円×こども加算対象者数）のみ申請する場合は、100,000円を差し引いた金額を記入してください。

4. 振込口座（原則、1. 申請・請求者（世帯主）名義の口座） ※長期入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（カナ） ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信連連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください）	通帳番号 （右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とからしのサポートセンター（電話077-561-0189）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	ふりがな	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成		
			年 月 日		
上記の者を代理人と認め、 低所得者支援臨時給付金の			（確認・請求 受給 確認および受給）	を委任します ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名
			日中連絡可能な電話番号（ ）	署名	

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 低所得者支援臨時給付金の支給要件(※)に該当します。
※ 低所得者支援臨時給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ① ア 基準日（令和5年12月1日）時点で草津市に住民登録がある。
イ 世帯の全員が令和5年度住民税所得割が課されていない。
ウ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に草津市または他の市区町村で令和5年度住民税非課税世帯重点支援給付金（7万円）または均等割課税世帯に対する給付金（10万円）およびこども加算の給付を受けてません。（こども加算のみ申請する場合は除く）
- ④ 低所得者支援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ こども加算を申請した児童は、全員扶養しています。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、低所得者支援臨時給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、低所得者支援臨時給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 低所得者支援臨時給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や低所得者支援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、低所得者支援臨時給付金を返還します。

提出書類

☐ 低所得者支援臨時給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）

※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証（表裏）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

※代理人が申請（請求）受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し（コピー）もご同封ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

☐ （「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税（非課税）証明書』の写し（コピー）

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

様式第3号（第7条第2項関係）

受取口座変更届・辞退届（低所得者支援臨時給付金）

草津市長 宛

市区町村
受付印

1. 届出者（世帯主）

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名	明治・大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ()

【誓約・同意事項】

- ☐ 届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、本市が定める期間までに不備が解消されない場合は、低所得者支援臨時給付金が給付されないことに同意します。

2. 受取口座の変更（原則、1. 届出者（世帯主）名義の口座）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- ☐ 私は、「低所得者支援臨時給付金」が下記の金融機関口座に振り込まれることを希望します。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 届出者（世帯主）」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

- ☐ 私は、下記の理由により窓口での現金給付を希望します。

- ☐ ①金融機関口座を開設していないため
- ☐ ②金融機関から著しく離れた場所に居住しているため
- ☐ ③その他 ()

3. 給付金の辞退

- ☐ 私は、「低所得者支援臨時給付金」（均等割のみ課税分）の給付を受けることを辞退します。

- ☐ 私は、「低所得者支援臨時給付金」（こども加算分）の給付を受けることを辞退します。

※（均等割のみ課税分）および（こども加算分）の両方を辞退される場合は、2つともにチェックしてください。

提出書類

- ☐ 『低所得者支援臨時給付金受取口座変更届・辞退届』

※本書のことで、必要事項をご記入のうえ提出ください。

- ☐ 『世帯主の本人確認書類（写し）』

※届出者（世帯主）の運転免許証（表裏）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（口座変更を希望する場合のみ）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市告示第 5 7 号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成 2 5 年草津市告示第 1 8 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 <現行どおり> 付 則 1 <現行どおり> （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 7 条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。	第 1 条～第 7 条 <省略> 付 則 1 <省略> （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 7 条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 5 8 号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成 2 5 年草津市告示第 1 8 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 <現行どおり> 付 則 1 <現行どおり> （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 7 条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。	第 1 条～第 7 条 <省略> 付 則 1 <省略> （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第 7 条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第59号

草津市学校給食支援給付金給付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市学校給食支援給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食物アレルギーや身体的理由等により、学校給食が喫食できず、弁当での対応や家庭で喫食を行っている生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において、生徒の食育推進を確保することを目的とする草津市学校給食支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 草津市立小・中学校の設置等に関する条例（昭和39年草津市条例第19号）第3条に定める中学校に在籍する生徒をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者および保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 1月あたりの学校給食費 草津市学校給食費徴収規則（令和3年草津市規則第72号。以下「規則」という。）第2条第1項第2号に規定する額をいう。
- (4) 1食単価 規則第2条第3項第1号に規定する額をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 生徒の保護者等
- (2) 食物アレルギー、宗教、不登校、長期療養等の理由で草津市学校給食（停止・再開）申出書（別記様式第1号）の提出により給食を停止し、かつ、停止期間中に年間30日以上給食を喫食しなかった生徒

の保護者等

(給付額)

第4条 前条の規定による給付対象者に対し、給付する額は、次の各号に掲げる対象生徒の区分の応じ、それぞれ算定する額とする。

- (1) 中学1年生および中学2年生 1月あたりの学校給食費の額に11を乗じ、給食の停止期間中の給食を喫食しなかった回数乗じ、年間給食実施回数で除した額（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）
- (2) 中学3年生 1月あたりの学校給食費の額に11を乗じ、中学3年生に対し教育課程終了の日以降において給食を提供しない回数に1食単価を乗じた額を減じ、給食の停止期間中の給食を喫食しなかった回数乗じ、年間給食実施回数から中学3年生に対し教育課程終了の日以降において給食を提供しない回数を減じた回数で除した額（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、草津市学校給食支援給付金給付申請書（別記様式第2号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(給付の認否の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ給付の可否を決定し、その旨を草津市学校給食支援給付金給付決定通知書（別記様式第3号）または草津市学校給食支援給付金不支給決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(給付の方法)

第7条 市長は、給付の決定を受けた者に対する給付金は、口座振替の方法により給付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に第3条に定める給付対象者に該当しないことが判明した者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に
関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 3 条第 2 号関係)

草津市学校給食 (停止・再開) 申出書

年 月 日

草津市長 あて

申請者 (保護者) 住所 _____

氏名 _____

対象生徒との続柄 _____

電話番号 _____

私は、草津市学校給食支援給付金給付要綱第 3 条第 2 号の規定により、学校給食の (停止・再開) を希望するので、次のとおり申し出ます。

対象となる生徒	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日	
	学 校 名	中学校	学年	年	
停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで (予定)				
停止の理由					
再開する日	年 月 日				

(注) この申出書は、停止または再開を希望する日の 3 日前 (土日祝を除く) までに学校または第二学校給食センターに提出してください。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

草津市学校給食支援給付金給付申請書

年 月 日

草津市長 あて

申請者 (保護者) 住所 _____

氏名 _____

対象生徒との続柄 _____

電話番号 _____

私は、草津市学校給食支援給付金給付要綱第 5 条の規定により、給付金の給付を次のとおり申請します。

対象となる生徒	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日	
	学 校 名	中学校	学年	年	

口座振込依頼書

草津市会計管理者 様 年 月 日

住所 _____

申請者 (保護者) 氏名 _____

草津市学校給食支援給付金は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

金融機関名	支店名	口座番号 (7 ケタ)
預金種目	口座名義人 (※必ずフリガナを記入)	
普 通 ・ 当 座	フリガナ	
	氏 名	

(裏面も確認してください)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 給付金の要件等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関および学校等に求めることに同意します。
- (3) この申請書は、市において、給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (4) 市が支給決定をした後、申請書の不備により振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

草津市長 印

草津市学校給食支援給付金給付決定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった草津市学校給食支援給付金については、
草津市学校給食支援給付金給付要綱第 6 条の規定により下記のとおり給付することを
決定したので、通知します。

記

交付決定額 金 円

対 象 生 徒 学校名
学年・生徒名

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

草津市長 印

草津市学校給食支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで給付申請のあった草津市学校給食支援給付金については、
草津市学校給食支援給付金給付要綱第 6 条の規定により下記の原因により不支給とな
りましたので、通知します。

記

不支給の理由

対 象 生 徒 学校名
学年・生徒名

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 0 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第
3 項の規定に基づき、令和 6 年度土地価格等縦覧帳簿お
よび家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所および期間を次の
とおり定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧場所 草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市総務部税務課資産税係
- 縦覧期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 5
月 3 1 日（金）までの執務時間内（土日祝日を除く午
前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）
- 縦覧に供する台帳
 - 土地価格等縦覧帳簿
 - 家屋価格等縦覧帳簿

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 1 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第
1 項の規定により、固定資産の価格等を固定資産課税台
帳に登録したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市告示第62号

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市産後ケア事業実施要綱（平成28年草津市告示第206号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において保健指導を必要とする母子を<u>医療機関等</u>に宿泊させ、または助産師が家庭を訪問することにより、母体の保護や育児に関する保健指導等のサービスを提供する産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （実施医療機関等） 第2条 市長は、この事業に関して適切な事業運営が確保できると認められる<u>医療機関等</u>に委託することができる。 （対象者） 第3条 この事業の利用対象者は、家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から起算して<u>1年</u>を経過する日の前日まで（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して<u>1年</u>を経過する日の前日まで）の女子および乳児であつて草津市に住民票のある次の各号のいずれかに該当するもの（医療入院の必要な者は除く。）とする。 （1）～（3）＜現行どおり＞ （サービスの内容） 第4条 ＜現行どおり＞ 2 前項各号のサービスは、母子を<u>医療機関等</u>に宿泊させ、または、助産師が母子の家庭を訪問して提供するものとする。 第5条～第13条 ＜現行どおり＞ 別記様式第1号（第6条関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号～第5号＜現行どおり＞ 別記様式第6号（第11条第1項関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第7号（第11条第2項関係）	（趣旨） 第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において保健指導を必要とする母子を<u>医療機関</u>に宿泊させ、または助産師が家庭を訪問することにより、母体の保護や育児に関する保健指導等のサービスを提供する産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （実施医療機関等） 第2条 市長は、この事業に関して適切な事業運営が確保できると認められる<u>医療機関</u>に委託することができる。 （対象者） 第3条 この事業の利用対象者は、家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から起算して<u>4月</u>を経過する日の前日まで（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して<u>4月</u>を経過する日の前日まで）の女子および乳児であつて草津市に住民票のある次の各号のいずれかに該当するもの（医療入院の必要な者は除く。）とする。 （1）～（3）＜省略＞ （サービスの内容） 第4条 ＜省略＞ 2 前項各号のサービスは、母子を<u>医療機関</u>に宿泊させ、または、助産師が母子の家庭を訪問して提供するものとする。 第5条～第13条 ＜省略＞ 別記様式第1号（第6条関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号～第5号＜省略＞ 別記様式第6号（第11条第1項関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第7号（第11条第2項関係）

改正後	改正前
(別添 3 - 1 のとおり)	(別添 3 - 2 のとおり)

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1 - 1

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

草津市産後ケア事業利用申請書

草津市長 様

申請者 (産婦)

住所

氏名

個人番号

生年月日 年 月 日

電話

草津市産後ケア事業実施要綱第 6 条の規定により、下記の通り申請します。

記																			
申請の種類	☐ 新規利用 ☐ 延長利用																		
利用者 (産婦)	<table><tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">草津市</td></tr></table>	氏名		生年月日	年 月 日	住所	草津市												
氏名		生年月日	年 月 日																
住所	草津市																		
子の状況	<table><tr><td>氏名</td><td></td><td>出生した 医療機関等</td><td></td></tr><tr><td>出生日</td><td colspan="2">年 月 日 (第 子)</td></tr><tr><td>退院 (予定) 日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td>出生週数</td><td>週 日</td><td>出生体重</td><td>g</td></tr><tr><td>かかりつけ医</td><td colspan="3"></td></tr></table>	氏名		出生した 医療機関等		出生日	年 月 日 (第 子)		退院 (予定) 日	年 月 日		出生週数	週 日	出生体重	g	かかりつけ医			
	氏名		出生した 医療機関等																
	出生日	年 月 日 (第 子)																	
	退院 (予定) 日	年 月 日																	
	出生週数	週 日	出生体重	g															
かかりつけ医																			
申請理由	1 出産後の身体的回復について不安がある 2 育児について不安がある 3 その他、日常生活において不安がある 4 その他 ()																		
利用希望等	<table><tr><td>種別</td><td>☐宿泊サービス (利用希望医療機関等) ☐訪問サービス (訪問先住所)</td></tr><tr><td>期間</td><td>年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr></table>	種別	☐ 宿泊サービス (利用希望医療機関等) ☐ 訪問サービス (訪問先住所)	期間	年 月 日 ~ 年 月 日														
種別	☐ 宿泊サービス (利用希望医療機関等) ☐ 訪問サービス (訪問先住所)																		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日																		
緊急連絡先	<table><tr><td>氏名</td><td>(続柄)</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table>	氏名	(続柄)	電話番号															
氏名	(続柄)	電話番号																	

同意欄

・申請書の内容について、草津市産後ケア事業実施事業者に提供すること及び利用者の健康状態等について事業者が市に情報提供すること。
・利用者の都合により日程を変更・中止する場合において、利用開始日の 3 日前の正午を過ぎた場合はキャンセル料を支払うこと。
上記について、同意します。

署名

別添 1 - 2

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

草津市産後ケア事業利用申請書

草津市長 様

申請者 (産婦)

住所

氏名

個人番号

生年月日 年 月 日

電話

草津市産後ケア事業実施要綱第 6 条の規定により、下記の通り申請します。

記																			
申請の種類	☐ 新規利用 ☐ 延長利用																		
利用者 (産婦)	<table><tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">草津市</td></tr></table>	氏名		生年月日	年 月 日	住所	草津市												
氏名		生年月日	年 月 日																
住所	草津市																		
子の状況	<table><tr><td>氏名</td><td></td><td>出生した 医療機関</td><td></td></tr><tr><td>出生日</td><td colspan="2">年 月 日 (第 子)</td></tr><tr><td>退院 (予定) 日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td>出生週数</td><td>週 日</td><td>出生体重</td><td>g</td></tr><tr><td>かかりつけ医</td><td colspan="3"></td></tr></table>	氏名		出生した 医療機関		出生日	年 月 日 (第 子)		退院 (予定) 日	年 月 日		出生週数	週 日	出生体重	g	かかりつけ医			
	氏名		出生した 医療機関																
	出生日	年 月 日 (第 子)																	
	退院 (予定) 日	年 月 日																	
	出生週数	週 日	出生体重	g															
かかりつけ医																			
申請理由	1 出産後の身体的回復について不安がある 2 育児について不安がある 3 その他、日常生活において不安がある 4 その他 ()																		
利用希望等	<table><tr><td>種別</td><td>☐宿泊サービス (利用希望医療機関) ☐訪問サービス (訪問先住所)</td></tr><tr><td>期間</td><td>年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr></table>	種別	☐ 宿泊サービス (利用希望医療機関) ☐ 訪問サービス (訪問先住所)	期間	年 月 日 ~ 年 月 日														
種別	☐ 宿泊サービス (利用希望医療機関) ☐ 訪問サービス (訪問先住所)																		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日																		
緊急連絡先	<table><tr><td>氏名</td><td>(続柄)</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table>	氏名	(続柄)	電話番号															
氏名	(続柄)	電話番号																	

同意欄

・申請書の内容について、草津市産後ケア事業実施事業者に提供すること及び利用者の健康状態等について事業者が市に情報提供すること。
・利用者の都合により日程を変更・中止する場合において、利用開始日の 3 日前の正午を過ぎた場合はキャンセル料を支払うこと。
上記について、同意します。

署名

別添 2 - 1

様式第 6 号 (第 1 1 条第 1 項関係)

年 月 日

草津市長 様

草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書

草津市産後ケア事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用料を補助されるよう申請します。

記

1. 申請・請求者 (産婦)

ふりがな			生 年 月 日
産婦氏名	◎	年 月 日	
現住所			
日中連絡先	()		
利用したサービス	☐ 宿泊サービス	☐ 訪問サービス	
利用医療機関等			
利用日数	日		
請求額	円		

2. 振込口座

☐ 子育て応援給付金振込口座を利用します。(→下記の口座情報は記入不要です)

☐ 子育て応援給付金振込口座以外の口座を利用します。(↓下記の口座情報に記入してください。
(長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。))

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 協同 信用金庫		1. 本・支店 2. 本・支所 3. 出張所		☐ 普通 ☐ 当座	
口座名義 (カナ)					

(ゆうちょ銀行の場合) 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号を
お書きください。

口座名義 (カナ)	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1	

※ 6 桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

別添 2 - 2

様式第 6 号 (第 1 1 条第 1 項関係)

年 月 日

草津市長 様

草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書

草津市産後ケア事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用料を補助されるよう申請します。

記

1. 申請・請求者 (産婦)

ふりがな			生 年 月 日
産婦氏名	◎	年 月 日	
現住所			
日中連絡先	()		
利用したサービス	☐ 宿泊サービス	☐ 訪問サービス	
利用医療機関			
利用日数	日		
請求額	円		

2. 振込口座

☐ 子育て応援給付金振込口座を利用します。(→下記の口座情報は記入不要です)

☐ 子育て応援給付金振込口座以外の口座を利用します。(↓下記の口座情報に記入してください。
(長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。))

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 協同 信用金庫		1. 本・支店 2. 本・支所 3. 出張所		☐ 普通 ☐ 当座	
口座名義 (カナ)					

(ゆうちょ銀行の場合) 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号を
お書きください。

口座名義 (カナ)	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1	

※ 6 桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

別添 3 - 1

様式第 7 号 (第 1 1 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市産後ケア事業利用料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました産後ケア事業利用料補助金について、次のとおり交付を決定しましたので、草津市産後ケア事業実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 振込額 円

別添 3 - 2

様式第 7 号 (第 1 1 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市産後ケア事業利用料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました産後ケア事業利用料補助金について、次のとおり交付を決定しましたので、草津市産後ケア事業実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 振込予定日 年 月 日

2. 振込額 円

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市告示第63号

草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦健康診査等実施要綱（平成22年草津市告示第267号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> （助成対象者） 第2条 <現行どおり> （1）法第13条の健康診査 法第16条の母子健康手帳の交付を受けた妊産婦であって、妊婦健康診査等を受診する日において、本市に住民登録のあるもの （2）<現行のとおり> 第3条～第5条 <現行どおり> （受診券の交付） 第6条 <現行どおり> 2 市長は、他の市町村において母子健康手帳の交付を受けた者で本市に転入したことにより第2条に規定する助成対象者となるものに対しては、転入の日までに受診した法第13条の健康診査の状況、出産予定日等を考慮し、受診券の種類および枚数を減じて交付するものとする。 3 <現行どおり> 第7条 <現行どおり> （委託外医療機関における受診） 第8条 委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）で妊婦健康診査等を受ける者（以下「委託外医療機関受診者」という。）は、委託外医療機関に対し妊婦健康診査等に要する費用の全額を支払い、分娩月の3か月後の10日までに、妊婦健康診査等費用請求書（県外受診者用）（別記様式第1号。以下この条において「請求書」という。）に受診券を添えて健康づくり財団に提出するものとする。 2～5 <現行どおり> 第9条 <現行どおり> （償還払い） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第1条に規定する妊婦健康診査等に要する費用を償還払いの方法で支給する。	第1条 <省略> （助成対象者） 第2条 <省略> （1）法第13条の健康診査 法第16条の母子健康手帳の交付を受けた妊産婦であって、妊婦健康診査を受診する日において、本市に住民登録のあるもの （2）<省略> 第3条～第5条 <省略> （受診券の交付） 第6条 <省略> 2 市長は、他の市町村において母子健康手帳の交付を受けた者で<u>出産までに</u>本市に転入したことにより第2条に規定する助成対象者となるものに対しては、転入の日までに受診した法第13条の健康診査の状況、出産予定日等を考慮し、受診券の種類および枚数を減じて交付するものとする。 3 <省略> 第7条 <省略> （委託外医療機関における受診） 第8条 委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）で妊婦健康診査等を受ける者（以下「委託外医療機関受診者」という。）は、委託外医療機関に対し妊婦健康診査等に要する費用の全額を支払い、分娩月の3か月後の10日までに、妊婦健康診査等費用請求書（県外受診者用）（別記様式。以下この条において「請求書」という。）に受診券を添えて健康づくり財団に提出するものとする。 2～5 <省略> 第9条 <省略> <改正後に新設>

改正後	改正前												
(1) 草津市妊婦健康診査等受診券の交付を受けずに 自費で妊婦健康診査等を受診した者であって、受 診時において本市に住民登録があり、後日、草津 市妊婦健康診査等受診券の交付を受けたもの (2) 特別な理由により市長が償還払いの対象と認め た者 2 助成額は、別表左欄に掲げる妊婦健康診査等の内 容に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を上限とす る。 3 助成を受けようとする者は、妊娠期間終了後6か 月以内に、草津市妊婦健康診査費等助成金交付申請 書兼請求書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類 を添付し、市長に提出するものとする。 (1) 第1項第1号に該当する者にあつては、妊婦健 康診査費等を支払ったことの証明ができる書類、 未使用の妊婦健康診査等受診券および市長が必要 と認める書類 (2) 第1項第2号に該当する者にあつては、市長が 必要と認める書類 4 市長は、前項に規定する申請があつたときは、そ の内容を審査し、助成額を交付するかどうかを決定 し、その旨を草津市妊婦健康診査費等助成金交付可 否決定通知書（別記様式第3号）により通知するも のとし、助成金を交付することとした者に対して、 速やかに助成金を交付するものとする。 <u>第11条</u> <現行どおり> 別表（第5条、第6条関係） <table border="1"> <tr> <th>妊婦健康診査等の内容</th><th>助成金の上限額</th></tr> <tr> <td>基本受診（問診および 診察、検査計測（子宮 底長、腹囲、血圧、浮 腫、尿化学検査、体重、 身長）ならびに保健指 導）</td><td>1回につき<u>5,000円</u> とし、14回を限度とす る。ただし、多胎妊婦の 場合は、19回を限度と する。</td></tr> <tr> <td><現行どおり></td><td><現行どおり></td></tr> </table> 別記様式第1号（第8条第1項関係） （別添1-1のとおり） <u>別記様式第2号（第10条第3項関係）</u> （別添2のとおり） <u>別記様式第3号（第10条第4項関係）</u> （別添3のとおり）	妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額	基本受診（問診および 診察、検査計測（子宮 底長、腹囲、血圧、浮 腫、尿化学検査、体重、 身長）ならびに保健指 導）	1回につき <u>5,000円</u> とし、14回を限度とす る。ただし、多胎妊婦の 場合は、19回を限度と する。	<現行どおり>	<現行どおり>	<u>第10条</u> <省略> 別表（第5条、第6条関係） <table border="1"> <tr> <th>妊婦健康診査等の内容</th><th>助成金の上限額</th></tr> <tr> <td>基本受診（問診および 診察、検査計測（子宮 底長、腹囲、血圧、浮 腫、尿化学検査、体重、 身長）ならびに保健指 導）</td><td>1回につき<u>3,300円</u> とし、14回を限度とす る。ただし、多胎妊婦の 場合は、19回を限度と する。</td></tr> <tr> <td><省略></td><td><省略></td></tr> </table> 別記様式（第8条第1項関係） （別添1-2のとおり） <改正後に新設> <改正後に新設>	妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額	基本受診（問診および 診察、検査計測（子宮 底長、腹囲、血圧、浮 腫、尿化学検査、体重、 身長）ならびに保健指 導）	1回につき <u>3,300円</u> とし、14回を限度とす る。ただし、多胎妊婦の 場合は、19回を限度と する。	<省略>	<省略>
妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額												
基本受診（問診および 診察、検査計測（子宮 底長、腹囲、血圧、浮 腫、尿化学検査、体重、 身長）ならびに保健指 導）	1回につき <u>5,000円</u> とし、14回を限度とす る。ただし、多胎妊婦の 場合は、19回を限度と する。												
<現行どおり>	<現行どおり>												
妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額												
基本受診（問診および 診察、検査計測（子宮 底長、腹囲、血圧、浮 腫、尿化学検査、体重、 身長）ならびに保健指 導）	1回につき <u>3,300円</u> とし、14回を限度とす る。ただし、多胎妊婦の 場合は、19回を限度と する。												
<省略>	<省略>												

付 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市妊婦健康診査等実施要綱の規定中基本受診に関する部分は、令和 6 年 4 月 1 日以降に妊婦健康診査を受診した者に適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市妊婦健康診査等実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え、これを使用することができる。
(草津市妊婦健康診査費等助成金交付要綱の廃止)
- 4 草津市妊婦健康診査費等助成金交付要綱（平成 21 年草津市告示第 99 号）は、廃止する。

記入日: 年 月 日

受診日		健康診査等費用									合計	備考
		基本健診	産婦健診	超音波	血液検査	HTLV-1	子宮頸がん	GBS	クラミジア	新生児聴覚検査		
1	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
2	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
3	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
4	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
5	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
6	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
7	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
8	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
9	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
10	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
11	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
12	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
13	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
14	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
15	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
16	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
17	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
18	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
19	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
20	年 月 日								円	円		
21	年 月 日		円							円		
22	年 月 日		円							円		

別添 1-2

別記様式(第8条第1項関係)

妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）

妊婦委託健康診査事業費等支払業務実施機関

※母子健康手帳交付番号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 理事長 様

記入日: 年 月 日

請求者（受診妊婦）太枠内に記入して下さい		振込金融機関名			
住 所	〒 草津市	本店・出張所名		※ゆうちょ銀行振込の場合は 通数字3桁 の店番を記入。	
フリガナ		口座番号		普通・当座（No. ）	
氏 名	印	フリガナ			
電話番号	— —	口座名義人			
携帯電話番号	— —	同封受診券		基本受診券 検査受診券	枚 枚 産婦受診券 聴覚検査券 枚 枚
審査機関記入欄 （記入しないで下さい）		審査後公費負担額		円	
		受診回数		回	
		請求額		円	

請求額に基づく審査後公費負担額が上記の預金口座に振り込まれるよう依頼します。
なお、振込み及び組戻し手数料は請求者本人が負担し、その額を差し引いた額が振り込まれることを了承します。

【注意事項】 ☆振込目金融機関名等に記載不備があると、振込手数料に加えて、組み戻し手数料が必要となる場合があります。提出の前には十分に記載内容をご確認下さい。

☆請求書内容等に不備が確認された場合は書類を返送し、修正して頂きますのであらかじめご了承下さい。

☆この請求書は、分悦月の3か月後の10日まで公益財団法人滋賀県健康づくり財団へ提出して下さい。

請求日の期日より過ぎる支払いはできない場合がありますのでご注意ください。

以下医療機関記入欄

妊婦健康診査等実施報告書

医療機関
住所

次のとおり、健康診査等を実施したので裏面注意書を参照のうえ、
太枠内に記載し報告します。

名称
代表者
電話番



(フリガナ)

受診者氏名

医療機関証明日

年 月 日

※代表者欄には、代表者印(院長公印等)を押印下さい

健康診査等費用

受診日		健康診査等費用									合計	備考	
		基本健診	産婦健診	超音波	血液検査	HTLV-1	子宮頸がん	GBS	クラミジア	新生児聴覚検査			
1	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円		
2	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
4	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
5	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
9	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
11	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
12	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
13	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
14	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
15	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
16	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
17	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
19	年 月 日	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
20	年 月 日										円	円	
21	年 月 日		円								円		
22	年 月 日		円								円	(領・明)	

別添 2

様式第 2 号（第 10 条第 3 項関係）

草津市妊婦健康診査費等助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）草 津 市 長

（申請者）住 所

氏 名

印

電話番号

草津市妊婦健康診査等実施要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり年度草津市妊婦健康診査費等の助成を申請し、請求します。

記

助成申請額	金	円
健診受診医療機関		
健診受診年月日		
備 考		
助成金振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 店 支店 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

別添 3

様式第 3 号（第 10 条第 4 項関係）

第 号

年 月 日

様

草津市長

印

草津市妊婦健康診査費等助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市妊婦健康診査費等助成金の交付の可否について審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成する。

（助成の額） 金 円

2 助成しない。

（理由）

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第65号

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱（令和4年草津市告示第236号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 <現行どおり> 付 則 1 <現行どおり> （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、効力を失う。ただし、第5条の規定は、なお効力を有する。	第1条～第6条 <省略> 付 則 1 <省略> （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、効力を失う。ただし、第5条の規定は、なお効力を有する。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市告示第66号

草津市まちかどグリーン事業助成金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市まちかどグリーン事業助成金交付要綱を廃止する要綱

草津市まちかどグリーン事業助成金交付要綱（平成元年草津市告示第23号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市告示第67号

草津市烏丸半島ハス群生地ライトアップ事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市烏丸半島ハス群生地ライトアップ事業補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市烏丸半島ハス群生地ライトアップ事業補助金交付要綱（平成17年草津市告示第123号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市告示第 6 9 号

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱（令和 4 年草津市告示第 3 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 <現行どおり> 付 則 1～2 <現行どおり> 3 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 別表 <現行どおり> 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 <現行どおり>	第 1 条～第 8 条 <省略> 付 則 1～2 <省略> 3 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 別表 <省略> 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 <省略>

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 9 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 7 0 号

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱（昭和 5 9 年草津市告示第 1 0 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前				
第 1 条～第 9 条 <現行どおり> 別表（第 2 条関係）					第 1 条～第 9 条 <省略> 別表（第 2 条関係）				
対策事業の種類		補助率	補助対象者	補助期間	対策事業の種類		補助率	補助対象者	補助期間
区分	内容				区分	内容			
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>